

カントにおける三種の真理概念

倉 持 武

1. 問 題

当論文は、カントにおいて形式論理学と超越論的論理学とが如何なる関係をもっているのであるかという問題に、それぞれの論理学の判定する真理概念を解明することによって、解答を与えようとするものである。ところで、この形式論理学と超越論的論理学の判定する真理の関係の問題は、G. ブラウスの「カントにおける真理問題⁽¹⁾」の主題となっているものである。そのさい、ブラウスは

① 「真理とは何か」という問は、真理の普遍的で十分なる規準を問うているのであり、それゆえ「認識の対象の区別に關係なく一切の認識に妥当する⁽²⁾」規準を問うているのであるから、「個別の認識」を取り扱う形式論理学はこれに解答を与えることはできない。このことはまた、「真理とは何か」という問は常に「真理とは認識とその対象との一致である」という真理の唯名的定義 die Namenerklärung der Wahrheit⁽³⁾を前提としているのであるから⁽⁴⁾、「真理とは何か」と問うことは直ちに「認識とその対象との一致とは何か」と問うことにはならない。しかしながら、形式論理学は、「形式論理学であるためには、すでに真理を許し、前提しなければならない⁽⁵⁾」のであるから、あえてこの問に対して、「Xが真であるのはPのときであり、かつそのときに限る」と一般的な仕方で、あるいは、「私は『太陽は輝いている』と判断し、そして（実際に）太陽は輝いている」と例証的な仕方で、解答を与えようとするならば、いずれにせよ

循環論証 Dialektik に陥らざるをえない、ということからも明らかにされる、こと。

- ② 「真理とは何か」という問は、「認識や対象が実際に成立しているとき、これらが互いに一致したり、あるいは一致しなかったりするような、そういう認識とか対象とはそもそも一体何であるか⁽⁶⁾」という問をもって出発する超越論的論理学 die transzendentale Logik に対して立てられるときのみ、はじめて本来の意味をもつことになるのであって、この論理学は「真理とは何か」という問いに対して、「超越論的真理 die transzendentale Wahrheit⁽⁷⁾」という新しい真理概念をもって、根拠ある解答を与えることを可能にするのである、こと。
- ③ 超越論的真理は「偽と対立する真⁽⁸⁾」ではなく、「真偽の対立」を超えており⁽⁹⁾、むしろ「すべての真理可能性 alle Wahrheitsmöglichkeit⁽¹⁰⁾」であり、「すべての真理差異 alle Wahrheitsdifferenz⁽¹¹⁾」である。それゆえ超越論的論理学に矛盾するものは「決して偽ではないのであるが、それは、真理差異をもたないものはそもそもはじめから真であるとか偽であるといいかなる可能性ももっていないから⁽¹²⁾」なのである、こと。

- ④ 他方、形式論理学に矛盾するものは「なんとしても真、あるいは整合 konsistent⁽¹³⁾ではないのであるけれども、ともかく偽ではある、つまりともかくも真理差異をもっている⁽¹⁴⁾」のである、こと。

以上四点を主張している。

それゆえ冒頭にあげた問題を解明するにあたっ

て、プラウスのこれらの主張がカント自身に即して成立するのか否かを検討する必要がある。そのさい特に、プラウスの主張する如くに、形式論理学に矛盾するものは、ともかくも「偽である」のであるから、「真理差異」つまり「超越論的真理」をもち、だから超越論的論理学には矛盾しない、という仕方で、いいかえれば「超越論的真理をもつこと」が「形式論理学に矛盾する」ための必要条件であるという仕方である¹⁹、両論理学は関係するのであって、それゆえわれわれはあらゆる思惟もしくは認識を、その「形式」に即して形式論理学の諸規則に照して吟味批判する前に、まずこれを「内容」に即して超越論的論理学の諸原則に照して批判しなければならないのであるか否か²⁰、さらにいえば、形式論理学に照して、整合なものはもちろんのこと、たとい整合でないものであっても、「真理差異」をもち、それゆえともかくも「真であるか偽であるか」なのであるから、形式論理学による判定の対象となる資格をもちうるものはすべて、「超越論的真理」をすでにもっていることが明らかであるので、「質料的（客観的）真理 materielle (objektive) Wahrheit²¹」を要求する権利をもっていることをアприオリに保証することができるのか否か、という問題に焦点をあわせていく必要がある。

2. なぜ「形式」論理学なのか

カントは形式論理学を規定する場合に次のような言回しを用いることを常とする。すなわち、

- ① 一般論理学 die allgemeine Logik として
この学は悟性認識のすべての内容 aller Inhalt およびその対象の差異 die Verschiedenheit ihrer Gegenstände を捨象し、だから思惟のたんなる形式 die bloße Form des Denkens 以外の何ものも問題としない²²。
- ② 純粹論理学 die reine Logik としてこの学はいかなる経験的諸原理 empirische Prinzipien ももっておらず、したがってそれは（人がときとしては信じてきたように）心理学からなにものも受取るものではなく、それゆえ心理学は悟性の規準 der Kanon des

Verstandes に対してなんら影響を与えるものではない。この学は証明された理説 eine demonstrierte Doktorin であって、そのうちにあってはすべてのものがまったくアприオリに確実でなければならない²³。

それゆえ、カントの形式論理学の概念を正確に把握するためには、上の規定において用いられている「悟性認識のすべての内容」、「悟性認識のすべての対象の差異」さらに「経験的諸原理」といった表現の意味を正しく理解しなければならない。

カントが「論理学 die Logik」を最も広い意味で用いるのは、感性一般の規則の学 die Wissenschaft der Regeln der Sinnlichkeit としての「感性論 Ästhetik」に対して、悟性規則一般の学 die Wissenschaft der Verstandesregeln überhaupt として「論理学」を対置する場合である²⁴。「論理学」と「感性論」のこの区別は、われわれの認識がそこから発現する心性の二つの源泉 zwei Grundquelle des Gemütes, すなわち感性的直觀 sinnliche Anschauung と思惟 Denken の区別に基いている²⁵。ところでこの場合、「悟性規則一般の学」は「悟性一般の規則（一般）の学 die Wissenschaft der Regeln (überhaupt) des Verstandes überhaupt」と同じものであって、「悟性一般」という名称はそのもとに「悟性 Verstand」、「判断力 Urteilskraft」および「理性 Vernunft」という「三つの高級認識能力 drei obere Erkenntnisvermögen」を包括するものとして用いられている²⁶。

「論理学」は「一般論理学 die allgemeine Logik」と「特殊的悟性使用の論理学 die Logik des besondern Verstadesgebrauchs」とに区分される²⁷。この区別は、前者が、悟性使用が成立するための端的に必然的な思惟諸規則 die schlechthin notwendigen Regeln des Denkens つまりすべての思惟の形式的諸規則 die formale Regeln alles Denkens²⁸を含む「一般的悟性使用の論理学 die Logik des allgemeinen Verstandesgebrauchs」であって、悟性が如何なる対象へと向けられようとも「対象の差異」とは没交渉な仕方で悟性を取り扱うのに対して、後者は、ある一定の対象につ

いて正しく思惟するための諸規則 die Regeln, über eine gewisse Art von Gegenständen richtig zu denken を含み、個別諸科学の機関 Organon とよばれるのであって、当該科学の取り扱う対象についての知識 Kenntnisse を前提せざるをえない、ことに基く³⁸。

この区別において明らかになることは、「特殊的悟性使用の論理学」は対象に関する知識つまり真なる認識を前提してはじめて成立し、対象の差異に応じて、つまり個別科学の数に応じて、複数のこの種の論理学が可能であるのに対し、他方、「一般論理学」は対象の差異とは没交渉であるので、学問としてはただ一つしか可能ではない、ということである。「対象の差異」を捨象するか否か、は「論理学」を「一般論理学」と諸々の個別科学の「機関」とに限定する場合に種差として働く微表なのである。

一般論理学は、「純粹論理学 die reine Logik」と「応用論理学 die angewandte Logik」とに区分される。後者は、心理学の示す「主観的経験的諸条件」、つまり「感官の影響」、「傾向性」、「習慣の力」などのもとにおける悟性使用の諸規則を問題とし、それゆえ「経験的原理」をもつ。他方、前者は「アブリオリな純粹諸原理 laute Prinzipien a priori」のみを取り扱い、悟性一般の純粹な使用の形式に関わるのである³⁹。それゆえ、「経験的原理」をもつか否かということは、「一般論理学」を「純粹論理学」と「応用論理学」とに限定する場合に種差として働く微表なのである。

ところでカントは、認識をその対象の区別 Unterschied および差異を捨象して考察し、一切の経験的原理をもたない「純粹一般論理学」を「形式論理学 die formale Logik」ともよぶのであるが⁴⁰、それはこの論理学を、「そこでは認識のすべての内容が捨象されるのではない論理学⁴¹」との対比において捉える限りにおいて、なのである。すなわち「純粹一般」論理学は、それが認識を「それがあらゆる内容を捨象して⁴²」取り扱うものであるとみなされてはじめて、「形式」論理学となるのである。それゆえ、こうした観点からみてはじめて、「悟性使用の成立するための端的に必然的な

思惟規則」もまた「諸認識相互の論理的形式 die logische Form in Verhältnisse der Erkenntnisse aufeinander ⁴³」すなわち「思惟一般の形式 die Form des Denkens überhaupt ⁴⁴」に関する諸規則として捉え直されるのである。

3. 規準としての形式論理学

認識のあらゆる内容を捨象して、したがって悟性一般の「全形式的活動 das ganze formale Geschäft ⁴⁵」にのみたずさわる形式論理学は、「認識とその対象との一致 die Übereinstimmung einer Erkenntnis mit ihrem Gegenstande」としての真理に関して、なんら直接的発言権をもたないことは明らかである。しかしながら、このような「質料的(客観的)真理性 materielle(objektive) Wahrheit ⁴⁶」が成立するためには、つまり盲目な直観に光を与えるためには、悟性の働きが必要不可欠であることもいうまでもないことである。それゆえ、質料的(客観的)真理は「悟性使用の成立するための端的に必然的な思惟規則」すなわち「悟性の一般的必然的諸規則 die allgemeine und notwendige Regeln des Verstandes ⁴⁷」と一致した悟性一般の使用を前提してはじめて可能となるのであるが、形式的論理学とはまさにこの「経験的認識にも純粹な理性認識にも区別なしに関わりをもつ、悟性と理性の諸法則 die Gesetze des Verstandes und Vernunft, sie auf die empirischen so wohl, als reinen Vernunfterkennisse ohne Unterschied ⁴⁸」を与えるものであるから、形式論理学といえども質料的真理に関して間接的発言権はもつのである。そして形式論理学はこの発言権を、それがいかなる種類の思惟⁴⁹であれ認識であれ与えられた認識一般に対して、そこに働く「なんらかの認識能力一般 gewisser Erkenntnis Vermögen überhaupt ⁵⁰」が正しく働くか否かを判定するための「アブリオリな諸原則の総体 Inbegriff der Grundsätze a priori ⁵¹」すなわち「規準 Kanon ⁵²」として働くことによって行使する。つまりそれは、認識能力一般に対してこの規準が「真理性の規準 Kriterium der Wahrheit ⁵³」として、これと一致するものを

「真」、これに矛盾するものを「偽」と判定する規準として働くことによってなのである⁴¹。

ところで、以上のことから、形式論理学によつて「真」であるとか、「偽」であるとか判定される認識は、たんに「主観への連関 eine Beziehung auf das Subjekt⁴²」においてのみ、したがつて「客観への連関」をすべて捨象して、かく判定されているのであって、この「真」・「偽」はその認識において使用されている認識能力が「正しく richtig」働いていること、「正しく」働いていないこと、を示すのであることを見て取ることができるのであるが、さらに、形式論理学の判定する「真」に対してカントが「形式的真理 die formale Wahrheit⁴³」という名称を与えていた理由をも理解することができるのである。

ある認識が「形式的真理」をもつと判定されることは、その認識が「真理の普遍的な形式的規準 die allgemeine formale Kriterien⁴⁴」と一致していると、つまり、「認識と悟性および理性の普遍的諸法則との一致」という「普遍的な論理的微表 die allgemeine logische Merkmale⁴⁵」をもつと判定されることである。しかし、「形式的真理」があくまでも認識の「主観への連関」における真理性にとどまるがゆえに、ある認識が「形式論理学」によってたとえ、「自己矛盾していないこと」という「論理的可能性 die logische Möglichkeit」を示す「内的論理的真理の微表 das Kennzeichen der innerlichen logischen Wahrheit⁴⁶」をもち、さらに「論理的に妥当な推論によって導出されていること」という「論理的現実性 die logische Wirklichkeit」を示す「外的論理的真理の規準 das Kriterium der äußerlichen logischen Wahrheit⁴⁷」を充すと判定されたとしても、その認識がその「対象と矛盾する⁴⁸」可能性は依然としてなくなりはしないのである。

認識のたんなる、つまり「対象に関しては全然没交渉⁴⁹」なる形式をもってしては、たとえ「その形式がどれほど論理的な諸法則と合致しようとも、そうだからといって質料的（客観的）真理をその認識に見つけてやるには、まだとうてい十分⁵⁰」というわけではなく、「形式にではなく内容に

関する誤謬⁵¹」を見つけ出すことはできないのである。それゆえ、われわれが、形式論理学のみを手段として、つまり「諸対象について根拠ある知識をこの論理学以外からあらかじめ集めておくこと」なしに、それらの諸対象に関する質料的（客観的）に真なる認識を獲得しようとしても、それは不可能なことである⁵²。

このように「形式的真理」はどこまでいっても「質料的（客観的）真理」の十分条件たりえないがゆえに形式論理学は、「形式的真理の規準 Kanon」にすぎないので、これは、それが「客観的な諸々の主張を現実的に産み出すための機関 Organon」と思い誤られて「仮象の論理学 die Logik des Scheins⁵³」と化する場合に、そこに産み出される「弁証論的仮象 die Dialektische Schein⁵⁴」を批判する部門、すなわち「弁証論 Dialektik⁵⁵」をも、「悟性および理性の形式的な全活動をその諸要素へと分解し、それら諸要素をわれわれの認識のあらゆる論理的判定の原理 Prinzipien aller logischen Beurteilung⁵⁶」として叙述する部門、すなわち「分析論 Analytik⁵⁷」と並べて自己の内に含むのである。

これに対し、「形式的虚偽」と「質料的（客観的）真理」の関係はまさに逆になる。ある認識はそれが自己矛盾している場合、しかもその場合に限って「形式的虚偽」の宣告をこの論理学から受けるのであるが、このことは、その認識において悟性一般が「悟性および理性の普遍的諸法則」と矛盾していること、つまり悟性一般が「自己自身と矛盾している」ことを意味するのである⁵⁸。「認識の自己矛盾」が「悟性一般の自己矛盾」であることを理解することは、なぜ「矛盾律」が、「認識一般 Erkenntnisse überhaupt」としての認識、つまりあらゆる（理論的であれ実践的であれ、分析論的であれ弁証論的であれ、趣味的であれ美的であれ、機械論的であり目的論的であれ、超越的であれ超越論的であれ）認識について、しかも内容の如何はまったく問わないで、妥当する原則であり⁵⁹、これに反する認識をことごとく「全面的に破滅させ破棄⁶⁰」する原則であり、このような認識から「内的論理的真理の微表」つまり「論理的可能性」

をも完全に剥奪する原則であるのかということを理解する鍵となっているのであって、こうした意味内容をもってカントは、「どのような内容をわれわれの認識がもっており、またどのような仕方でわれわれの認識がその客觀と連関するにせよ、あらゆるわれわれの判断一般のたとえ消極的なものであるにすぎないとしても普遍的な条件は、その判断が自己矛盾しないということである⁶¹」と主張しているのである。

したがって、「真理」あるいは「認識の真理の規定根拠 der Bestimmungsgrund der Wahrheit der Erkenntnis⁶²」としてみれば、矛盾律を根本原則とする形式論理学は、その分析論をもってしても、「すべての真理」あるいは「すべての認識」の「必要不可欠条件 conditio sine qua non⁶³」を示すにとどまり、「消極的条件 die negative Bedingung⁶⁴」を示すものとして働くにすぎない。「形式的真理」はこれをもつすべての認識に対し、それが「主觀への連関において真」であるとの証となるだけであって、「客觀への連関において真」でもあるか否かについては、こうした判定を請求する権利を与えるだけである⁶⁵。

他方、「虚偽」あるいは「認識の虚偽の規定根拠」としてみれば、形式論理学は、その分析論をもって、「すべての虚偽」あるいは「すべての非-認識」の十分条件を示し⁶⁶、いわば積極的条件を示すものとして働くのである。「形式的虚偽」は「主觀への連関における偽」として、かく判定されたものに対し、それが「認識ではないこと」の証となり、たとえ「客觀への連関」における真・偽判定を請求することがあっても、この請求権をそもそも認めず、これを棄却すべき根拠となるのである。自己矛盾するものは、「その客觀を顧慮することなく、汝は認識にあらずという宣告を受けるのである⁶⁷」。

したがって、すべての認識が「まずもってその形式からみて、これらの（形式論理学の〔筆者〕）諸規則で吟味され評価され、そのあとですべての認識そのものがその内容からみて調べられ、はたしてその認識がその対象に関して積極的真理 positive Wahrheit を含んでいるか否か⁶⁸」を決定

するということが可能であるのも、ひとえに、「形式的虚偽」が「あらゆる虚偽の十分条件」であるがゆえになのである。

4. 規準としての超越論的論理学

カントによれば、「対象の認識」が可能であるためには、「認識」の（論理的）可能性のみならず、その「対象」の可能性もまた証明されなければならない⁶⁹。「対象の認識」が可能であるためには、「主觀への連関」において可能であるだけでなく、「客觀への連関」においても可能でなければならぬのである。

このことは次のように言いかえることができる。すなわち、われわれの思惟するものが「可能的思想 ein möglicher Gedanke⁷⁰」でありさえすれば、つまり「認識」であることの少くとも必要不可欠条件である「形式的真理」をもちうるものでありさえすれば、われわれは自分達の欲する「いかなるものでもか」思惟することができる。しかしこの「思惟可能であること」はたんに「論理的に可能であること」にすぎないのであるから、それだけでは、われわれの「思想」に、「あらゆる可能性を総括したもの Inbegriff aller Möglichen のうちでひとつの客觀 ein Objekt が対応する」こと、いいかえれば、われわれの「思想」が、なんらかの「対象と連関」すること、を保証することにはならないのである⁷¹。いうのも、すでに明らかにしたごとく、形式論理学は「対象の認識」における「認識」の（論理的）可能性にのみ関わるのであって、「対象」の可能性を、したがって「客觀への連関」への可能性を証明することそのものに関しては完全に無力であるからである。例えれば、三角形に関して、

「三角形の内角の和は180°より大である」、
「三角形の内角の和は180°である」、
「三角形の内角の和は180°より小である」という三つの判断はすべて「論理的可能性」をもち⁷²、したがって「主觀への連関」において可能であり、「形式的真理（カント的用法における）」をもつことは形式論理学のみをもって証明することができるし、非ユークリッド幾何学としてすで

に証明されていることである。しかし、この三つの判断のうち、いずれの判断が（カント的な意味において）「対象の認識」として可能であり、いずれの判断がたんに「表象と戯れている」だけであり、「任意に結合された思想」であるにすぎないのであるかという問題は、それらの判断の「客観への連関」における可能性、いかえれば「客観的妥当性 objektive Gültigkeit」あるいは「実在的可能性 reale Möglichkeit」に関わる問題であり、形式論理学のまったく力のおよばない地平の問題なのである。

さて、もし認識のこの「客観への連関」における可能性、つまり、ある認識の「(その) 対象の可能性」が、「(その) 対象の現実性 die Wirklichkeit (ihrer) Gegenstand」から、つまり「経験の証言 das Zeugnis der Erfahrung」にしたがって証明される場合、この証明は、認識の「すべての内容、つまり認識と客観とのすべての連関 aller Inhalt der Erkenntnis, d. i. alle Beziehung derselben auf das Objekt」に、そしてまた「対象の差異」および「対象の区別」にも関わりをもち、同時に「その認識とそれが連関づけられている対象との一致 die Übereinstimmung einer Erkenntnis mit ihrem Gegenstande, woauf sie bezogen wird」をも証明することになる。いかえれば、認識は「それが連関づけられている対象と一致しないならば、たといその認識があるいは他の諸対象については妥当するかもしれないあるものを含んでいようとも」偽であるのだが、現実的経験、あるいは「(感性的認識たる) 経験の質料としての感覚 Empfindung als Materie der Erfahrung」にまでもかかわる対象の現実性は、当然その対象と他の対象との区別にもかかわるのであるから、認識の対象の可能性の「経験的証明」は、同時に、その認識の「質料的真理性」の証明となるのである。

ところでもし、「対象の可能性」の証明が経験的にのみ可能であるとすれば、この証明そのものが、実はわれわれの内なる認識と、われわれの外なる対象との一致を証明するのではなく、われわれの内なる認識とわれわれの内なる認識との一致を明らかにするだけなのであるから、「認識とその対象

との一致」という真理の定義は、まさに、唯名的なままにとどまるのである。しかし、カントによれば、「対象の可能性」の証明は経験的にのみ可能というわけではない。カントは、「ある種の表象（直観ないしは概念）がもっぱらアブリオリに適用され、あるいは可能であるということを、またいかにしてそのように適用され、あるいは可能であるのかを、われわれがそれによって認識するアブリオリな認識」を超越論的とよぶのであるが、まさにこうした意味で、対象の可能性の「超越論的証明」と名づけるべき証明が存在するのである。

それでは、「超越論的証明」が対象の可能性をアブリオリな原理から証明し、このことによって同時に、真理の定義にその実質を与えるものであるためには、それが一体如何なる構造をもち、さらにこうした証明が成立するためには如何なる前提条件がみたされ証明されなければならないのであろうか、これを解明するために、まったくの概略にすぎないが、次の如き可能性を考えてみよう。すなわち、

認識の対象が「認識の対象」として可能となるための必要十分条件、つまり「対象の区別」および「対象の差異」を捨象して、「認識との連関の可能性」においてのみみられたいわば「対象の形式の諸規則」が見出されるならば、われわれはこうした諸規則を「対象の可能性の規準」として使用することができよう。ところで、一方、この諸規則は、それ自身の可能性を、われわれが諸対象を与えられた対象として認識する唯一の源泉である「経験 Erfahrung」の可能性に基くことが証明され、他方、この経験の可能性を判定する規準は、いわば「経験の形式」の諸規則として、「諸対象の純粹思惟 reines Denken der Gegenstände」の諸原則をも内に含むものとしての、われわれのなんらかの認識能力の「客観妥当的で、それゆえ真なる使用 der objektiv gültige, mithin wahre Gebrauch」の諸原則として、当該認識能力においてアブリオリに発見され、かつそれら諸規則の可能性、適用根拠、妥当範囲もまた、「原則の源泉 der Quelle der Grundsätze」としての「純粹悟性 der reine Verstand」に基くという仕方で、アブ

リオリに証明される。一言でいえば、認識が対象にしたがうのではなく、対象が認識にしたがうのである。

さて以上の可能性を証明するためには、「超越論的」方法を取る以外には不可能であろうし、この証明の成果としては、すべての対象の認識の最高原則を、「それぞれの対象は可能的経験における直観の多様なものの総合的統一の必然的諸条件にしたがい、それゆえ、対象のアブリオリな認識が可能となるのは、アブリオリな直観の形式的な諸条件、構想力の総合、および超越論的統覚におけるこの総合の必然的統一を可能的経験認識一般と連関づけて、経験一般の可能性の諸条件は、同時に経験の諸対象の可能性の諸条件であるゆえ、対象のアブリオリな認識において客観的妥当性をもつべ」という「偉大なる同一性命題」の形で、もつこと以外にはありえないであろう。そして、この可能性全体の中から、「対象の純粹思惟の諸原則」に関する部分を抽出してくれれば、それはやはり一つの「論理学」、ここでは自己の叙述する諸原則の起源、範囲、および客観的妥当性をも自己自身の内部で証明する論理学となるであろう。

ところで、この「コペルニクス的転回」に基く「対象の純粹思惟の諸規則 die Regeln des reinen Denkens eines Gegenstandes ³⁸」のみを含む論理学という構想はカント自身のものであることはいうまでもないであろう。この構想は、「超越論的原理論第一部門・超越論的感性論」を前提として³⁹、「第二部門・超越論的論理学」において実際にその「演繹」が遂行され、「純粹理性認識の諸要素と、如何なる対象もそれなくしては決して思惟されえない諸原理」を叙述する「超越論的分析論 die transzendentale Analytik」および「分析論の誤用 ⁴⁰」、特に「客観的に妥当な使用」をまったくもつことのない理性が超越論的に使用される場合 ⁴¹を取り扱う、「仮象（およびそれの批判）の論理学」としての「超越論的弁証論 die transzendentale Diealektik ⁴²」とを内に含む、「超越論的論理学」という「一つの学の理念 ⁴³」なのである。

したがって、「超越論的原理論・第二部」はそのすべてがこの「一つの学の理念」を現実化するた

めに捧げられているのであって、そこで展開される証明は、すべて「カテゴリー」および「純粹悟性の諸原則 die Grundsätze des reinen verstandes」が悟性および判断力の「客観的に妥当な、したがって真の使用の規準」として働き、同時に、それらが認識の対象の可能性を、「経験の証言」をまたずアブリオリに、証明するための規準として働くこと、それゆえ、「対象の可能性の超越論的証明」の存在、を立証せんがためのものである。そして、「概念の分析論」および「原則の分析論」を通して現実化されるあの「一つの学」が「超越論的」論理学とよばれるのも、ひとえに、そこで叙述される諸原則が、対象の可能性の超越論的規準として働くこと、いいかえれば、この諸原則は、一方、自己と一致する認識に対しては、「客観への連関」において真であることの徵表つまり「超越論的真理 transzendentale Wahrheit ⁴⁴」を認め、それが「対象の認識であること」を証明し、同時に（その認識の）対象に対して、「認識への連関」において対象たりうことの徵表つまり「対象の形式的」を認め、それが「認識の対象であること」を証明し、他方、自己に矛盾する認識に対しては、「客観への連関」において偽であることの徵表つまり「超越論的虚偽」を宣告し、それが「対象の認識であること」を否定し、同時に（その認識の）対象に対して、それが「対象の形式」を欠くことを暴露し、「認識の対象」たりえないことを証明する、規準として働くこと、にかかっているのである。それゆえ、先にあげた、形式論理学からみればまったく同等な権利をもつ、三角形に関する三つの判断のうち、カントによって第二の判断のみが客観的妥当性をもつと認められるのも、この判断のみが、それと一致し、したがって「超越論的真理」をもち、他の二つの判断は、それと矛盾し、したがって「超越論的虚偽」をもつということを判定する「超越論的規準」に照して、はじめて、かく承認されることなのである。

ところで、この「超越論的論理学」はその可能性とその諸原則の真理性を、「対象の経験的思惟」、いやむしろ「経験そのもの」をその可能性の地平において基礎づけることを通してはじめて、し

たがって超越論的に証明されるのである。しかしこのことは、この論理学が規準として働く場合には、ある認識の「対象の差異」および「対象の区別」には関与しないということを含意している。すなわち、対象の認識は、対象の「認識であること」に関して、さらに（超越論的にみれば結局同じことだが）認識の「対象であること」に関して、その真理性を超越論的論理学の規準によってアブリオリに判定されうるけれども、感性的認識の質料、つまり感覚、および現実の経験からえられる経験的概念 empirischer Begriff はアボステリオリにのみ獲得されるのであって、その認識が質料的に真でもあることのために要求される「対象の区別」は、それゆえまたアボステリオリにのみ、可能のことなのである。

それゆえ、「超越論的真理」は、ある認識が「客観への連関」において真であり、その対象と超越論的地平、つまり可能的経験界において一致し、したがって「質料的真理」を要求する権利をもっていることを証明する。しかし「超越論的真理」は、これをもつ認識が現実に「質料的に真であること」までは証明しえないのであって、あくまでもこのための必要不可欠条件であるにとどまるのである。

これに対し、超越論的に虚偽を宣告された認識は、その対象が超越論的論理学の規準に矛盾するがゆえに可能的経験界のいかなる対象とも矛盾し、それゆえ実在的には不可能であることを立証されることによって、「すべての内容 aller Inhalt」を失い、「質料的真理」を要求する権利をも失うのである。したがってこのような認識は「客観への連関」においてみられた「すべての真理 alle Wahrheit」を失うのであるから、「超越論的虚偽」は「質料的虚偽」に対しては、その十分条件として働くのである。

5. 結 論

『純粹理性批判』においてカントは三種の真理概念、および、それらの対立者たる、三種の虚偽概念を与えていた。「質料的真・偽」、「超越論的真・偽」、「形式的真・偽」という三対の概念であ

る¹⁰。そしてカントはこれら三対に共通に、真理を「認識となにものかとの一致 Übereinstimmung mit etwas」として、虚偽を「認識となにものかとの矛盾 Widerspruch zu etwas」として定義している。この「なにものか」は、質料的真・偽の場合は「（すでに他との区別を前提した）対象」となり、超越論的真・偽の場合は「超越論的論理学的規準」となり、形式的真・偽の場合は「形式論理学的規準」となるのである。

ところで、真なるものは、自己から何ものかを捨象してみられた場合にはじめて、自己の普遍的規準をもつことができるようになる。質料的真理は、この何ものかが捨象されれば成立しない真理であるがゆえにその普遍的規準は不可能なのであり、「普遍的で質料的な真理の規準 ein allgemeines, materiales Kriterium」という思想は自己矛盾を含むのである¹¹。超越論的真理は、真なるものから対象の経験的直観と経験的思惟とを捨象してはじめて、「超越論的論理学的規準」という普遍的で客観的な規準をもつことができ、形式的真理は、真なるものから客観的連関を、それゆえすべての内容を捨象してはじめて、「形式論理学的規準」という、端的に主観にのみとどまりそれゆえ端的に形式的な普遍的規準をもつことができるのである。

ところで、この三対の真・偽概念は、その抽象の度に比例した、つまり内包に反比例した、外延をもつといえる。形式的真理は、抽象度が最大であり、思惟あるいは認識一般という最大の外延をもつが、超越論的真理は、その部分集合である「対象の純粹思惟あるいは認識一般」（これは経験的認識の総体と一致する）という外延をもち、質料的真理は、経験的認識の一部のみを外延としてもつのである。

それゆえ、この三種の真理概念について、

- ① 質料的に真 (m. T. とする) ならば、超越論的にも真 (tr. T. とする) であり、かつ、形式的にも真 (f. T. とする) である。
- ② tr. T. ならば f. T. である。
- ③ 逆は成立しない。

という関係がなり立つ。いいかえれば、この三種

の真理概念は、

$$m. T. \rightarrow tr. T. \rightarrow f. T.$$

という十分条件と必要条件からみた系列をなしているのである。

逆に、三種の虚偽概念に関しては、

$$f. F \rightarrow tr. F. \rightarrow m. F. \quad (F \text{ は偽を表わす})$$

という十分条件と必要条件からみた系列をつくることができるるのである。

最後に、以上の考察に基いて、プラウスの主張に対する異論を表明しようと思う。

① 「真理とは何か」という問は、それが真理の普遍的な質料的規準を問うことであるとすれば、この問そのものが自己矛盾を含んでいるのであるから、こうした問に対しては、形式論理学のみならず、超越論的論理学をもってしても解答不能である。

② 超越論的論理学は、形式論理学のまったく与り知らない新しい認識の地平を開拓し、「認識とその対象との一致」という真理の定義に対し、超越論的根拠を与え、この定義に実質的内容を与えることに成功したといえる。

③ 超越論的真理といえども、そのものとしてみれば、やはり自己の対立者として「超越論的虚偽」をもつ。超越論的論理学の諸原則に矛盾するものは偽であるからである⁽¹⁰⁰⁾。しかし、超越論的真理をもつものは、質料的には真でも偽でもありうるのであるから、超越論的真理は「質料的真・偽の対立」は超えていといえる。ところで、こうした意味で「超える」を用いるならば、形式的真理は他の二種の真・偽の対立とともに超えているのである。

④ 形式論理学の諸規則に矛盾するものは「形式的虚偽」という真理値をもつが、そうだからといって、「超越論的真理」という真理値ももつわけではない。後者は前者の必要条件ではないのである。

カントの真理概念はすべて「一致」の観点から、虚偽概念はすべて「矛盾」の観点から把握することができ、さらにそれらがすべて必要条件・十分条件という観点から系列化することができるのであるから、その上にあえて、「真理差異」というヒ

ゲを必要とすることもないであろう。

注

- 1) *Kant-Studien*. 60 (1969). S. 166—82, 邦訳. 黒崎政雄訳「カントにおける真理問題」「理想」564 (1980) P. 4—29.
- 2) A 58/B 83, 尚, A は *Kritik der reinen Vernunft* 第一版を, B は同書第二版を示す.
- 3) Ibid.
- 4) Ibid.
- 5) Prauss. a. a. O. S. 171.
- 6) Ibid. S. 178 f.
- 7) A 146/B 185.
- 8) Prauss, a. a. O. S. 179.
- 9) Ibid.
- 10) Ibid. S. 181.
- 11) Ibid. これはプラウスの造語である.
- 12) Ibid.
- 13) 形式論理学的に可能であること.
- 14) Prauss. a. a. O. S. 181, この部分に関する邦訳は、黒崎氏のものとは異なることに注意.
- 15) Vgl. Stuhlmann-Paeisz, R., *Kants Logik*, W. de Gruyter, 1976, S. 51. Anm. 52.
- 16) Vgl. A 60/B 84 f. および *Logik*, Kant. Werke In Zwölf Bänden, Suhrkamp, 1968, VI. S. 476 f.
- 17) A 60/B 85.
- 18) A 54/B 78.
- 19) Ibid.
- 20) A 52/B 76.
- 21) A 50/B 74.
- 22) A 130/B 169.
- 23) Vgl. Laeisz, a. a. O. S. 5.
- 24) B IX.
- 25) A 52 f./B 76 f.
- 26) A 53/B 78.
- 27) A 136/B 170.
- 28) A 55/B 80.
- 29) A 58/B 83.
- 30) A 55/B 79.
- 31) Ibid.
- 32) A 60/B 84.
- 33) A 60/B 85.
- 34) A 59/B 83 f.
- 35) A 55/B 89.
- 36) Vgl. B IX.
- 37) A 796/B 824, この場合は悟性一般に対してのみ規準として働くわけである.
- 38) Ibid.

- 39) A 53/B 77.
- 40) A 59/B 84.
- 41) Ibid.
- 42) *Logik*, S. 457 「われわれのすべての認識は客觀および主觀への連関をもつ」.
- 43) Ibid. これにならえば、形式論理学の判定する「偽」を「形式的虚偽」とよぶことができる.
- 44) Ibid. S. 477. Vgl. S. 479 f.
- 45) Ibid. 477 f.
- 46) Ibid. S. 478.
- 47) Ibid.
- 48) A 59/B 84.
- 49) A 60/B 85.
- 50) A 61/B 86.
- 51) A 60/B 84, 尚、「誤謬 Irrtum」とは「真と思い誤まられた限りでの偽」を意味する. Vgl. *Logik*, S. 480.
- 52) A 60/B 85.
- 53) A 61/B 86, 弁証論は、中概念曖昧の誤謬などの「論理的仮象 das logische Schein」を批判する部門とみなされることもあり (Vgl. A 296 f./B 353, Raeisz, a. a. O. S. 13), また「仮象の論理学」そのものをさす場合もある (Vgl. A 61/B 86 f.).
- 54) A 62/B 86.
- 55) Ibid.
- 56) A 60/B 85.
- 57) Ibid.
- 58) A 89/B 84.
- 59) A 151/B 190.
- 60) Ibid.
- 61) A 150/B 189.
- 62) A 152/B 191.
- 63) A 60/B 84.
- 64) A 59/B 84.
- 65) ただし、矛盾律は分析判断に対してはそれが真であることの必要十分条件となる.
- 66) 「形式的虚偽」はそれだけで「あらゆる虚偽」の必要十分条件として働くわけではない。あくまでも、十分条件としてだけである.
- 67) A 150/B 189, したがって「自己矛盾する判断」とはそれ自身「何ものでもない」のであるが、なんとしても「思惟一般の諸規則」に矛盾するものではあるゆえに、カントはこれを「偽」とよぶのである。この点に関しては、Prauss も Raeisz もカントに同意している。Vgl. Prauss. a. a. O. S. 181 および Raeisz, a. a. O. S. 51.
- 68) A 60/B 84 f.
- 69) BXXVI, Anm.
- 70) Ibid.
- 71) Ibid.
- 72) Ibid. 「対象の可能性」のためにも、その論理的可能性は必要不可欠であるが、当所以後は、「対象の可能性」は、すでにその論理的可能性を証明されたものとして取り扱かっていくことにする.
- 73) Vgl. Martin, G., *Immanuel Kant*, Köln, 1960, S.27 f.
- 74) A 155/B 195.
- 75) A 223/B 270, 尚、objektive Gültigkeit および reale Möglichkeit については、BXXVI, Anm. 参照.
- 76) BXXVI, Anm.
- 77) Ibid.
- 78) A 55/B 79.
- 79) A 58/B 83.
- 80) A 58/B 83, それゆえ、ある認識が質料的(客観的)に偽であるための必要十分条件は、「その認識が連関づけられている当の対象と矛盾すること」である.
- 81) A 223/B 270, () 内は A 50/B 74, Vgl. B 165 f.
- 82) A 56/B 80 f.
- 83) BXVII.
- 84) A 55/B 80.
- 85) A 131/B 170.
- 86) A 157 f./B 197 f.
- 87) Vgl. A 158/B 197.
- 88) A 55/B 80.
- 89) Vgl. A 62/B 87.
- 90) A 63/B 88.
- 91) A 131/B 170.
- 92) Ibid.
- 93) A 57/B 81.
- 94) A 221 f./B 269.
- 95) これは筆者の造語である.
- 96) A 62 f./B 87.
- 97) Ibid.
- 98) これら三種の虚偽名は筆者の造語である。Prauss は超越論的論理学的規準に矛盾するものは「真とも偽ともよべない」と主張するが、カント自身は自己矛盾する判断のみならず、超越論的論理学的規準に矛盾する判断（例えば、「世界は有限である」）を「偽」とよぶ(A 503 f./B 531 f., Vgl. Raeisz, a. a. O. S. 30).
- 99) *Logik*. S. 427.
- 100) 注. 98) 参照.